愛知県自動走行公道実証実験実施要項

１　目的

愛知県では、企業、大学、研究機関、行政など多様なプレイヤーとともに、自動車産業の持続的な発展と競争力強化や、交通安全の実現や地域交通の確保などの社会課題の解決、デジタル技術を通じた新たなモビリティ産業の創出・高度化を図るため、2026年８月に「あいちモビリティDXコンソーシアム」を設立し、自動車安全技術の推進、自動運転の社会実装及びデジタル技術を通じたモビリティ産業の進化に向けた活動等を推進しております。

その取組の一つとして、企業や大学等が愛知県内の公道で自動走行の実証実験を実施するに当たって、適正かつ円滑に実施されるよう、警察や道路管理者等関係者との調整等の支援を行うものです。

２ 支援対象

自動走行の実証実験を希望する県内外の企業、大学、研究機関等（以下、「実施主体」という。）

３ 実施場所

愛知県内の公道（私道においては、必要に応じて公道に準じた対応とします。）

４ 実施日・期間

通年

５ 提出書類

自動走行公道実証実験実施届出書（様式１）及び電子データ一式

※目的、内容、期間、場所、体制、実施車両、スケジュール、自動走行システムの機能及び安全確保措置の内容等を記載してください。なお、紙面が不足する場合は、別紙にて提出してください。

※原則、メール又は電子申請届出システムにより、「９問合せ・申込み先」まで提出してください。

６ 提出期限

実施主体は、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」（平成２８年５月警察庁。以下、「ガイドライン」という。）「１０ 関係機関に対する事前連絡」に規定する実施場所を管轄する警察、道路管理者及び中部運輸局（運輸支局を含む。）への事前の連絡の前に提出してください。

7 実証実験までの流れ

（1）届出書の提出

実施主体は、自動走行公道実証実験実施届出書を愛知県（「9問合せ・申込み先」を参照）に提出してください。

（2）届出書の内容確認

実施主体から提出された自動走行公道実証実験実施届出書を基に、愛知県は、内容に不備がないか確認します。

（3）関係者への連絡

愛知県は、内容に不備がないことを確認した上で、公道実証実験が適正かつ円滑に実施されるよう、愛知県警察本部、道路管理者及び中部運輸局（運輸支局を含む。）に届出書の写しを提出します。

なお、実施主体がこの届出をしたときは、ガイドライン「10 関係機関に対する事前連絡」に規定する実施場所を管轄する警察及び中部運輸局（運輸支局を含む。）に対して事前連絡をしたものとみなされます。

（4）実証実験実施市町村への連絡

実証実験は、それを実施する市町村にとって地域づくりの一環として、重要な要素の一つと考えられることから、愛知県は、当該市町村の関係部署に対して実施の情報を提供することとし、この届出書の写しを提出します。

（5）実証実験の実施

（6）実証実験結果報告書の提出

実施主体は、実施した実証実験の内容について、自動走行公道実証実験結果報告書（様式2）により、愛知県（「9問合せ・申込み先」を参照）に報告していただきます。

8 注意事項

・実証実験に係る費用は、実施主体が負担するものとします。
・実証実験の実施に当たって、実施主体は、ガイドラインを順守してください。
・実証実験の実施に当たって、実施主体は、安全に十分配慮してください。万一、事故等が発生した場合、その責任は実施主体が負うものとします。
・実証実験の実施に当たって、実施主体は、損害保険（対人・対物）に加入してください。
・天災地変等により、走行の安全性の確保が困難な場合には、実施主体に対して、実証実験の中止を要請する場合があります。

9 問合せ・申込み先

〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1－2
愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課自動車産業グループ
電話：052-954-6136
メールアドレス：jisedai@pref.aichi.lg.jp
電子申請届出システム：https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi